

青森県報

第三百四十二号

令和三年
八月四日
(水曜日)

正 誤

規 則

○平成五年三月一日号外第四号規則中……………(財務指導課) ……七

青森県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

青森県職員恩給条例施行規則(昭和二十八年五月青森県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「(ふりがな)氏(な)」を「(ふりがな)氏(な)」に改める。

「(ふりがな)氏(な)」に改める。

様式第四号及び様式第八号中「(な)氏(な)」を「(ふりがな)氏(な)」に改める。

様式第九号から様式第十一号までの規定中「(ふりがな)氏(な)」を「(ふりがな)氏(な)」に改める。

を「(ふりがな)氏(な)」に改める。

様式第十三号中「(な)氏(な)」を「(ふりがな)氏(な)」に改める。

様式第十四号から様式第十五号までの規定中「(ふりがな)氏(な)」を「(ふりがな)氏(な)」に改める。

「(ふりがな)氏(な)」を「(ふりがな)氏(な)」に改める。

様式第十六号及び様式第十七号中「(な)氏(な)」を「(ふりがな)氏(な)」に改める。

目 次

規 則

- 青森県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
- 恩給給与細則の一部を改正する規則……………(同) ……二
- 青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則(整備企画課) ……二
- 青森県道路法施行細則の一部を改正する規則……………(道路課) ……二

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……三
- 青森県団地営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程……………(農村整備課) ……三

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……四
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……五

出 先 機 関

- 道路の位置の指定……………(下北地域) ……五
- 教育委員会……………(県民局) ……五
- 博物館に相当する施設の指定……………(文化課) ……六

公 営 企 業

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院管理局) ……六

様式第十八号から様式第十九号までの規定中「(ふりがな) 氏」を「(ふりがな) 氏」に改める。

⑤を「(ふりがな) 氏」に改める。

様式第二十号中「氏 名」を「氏 名」に改める。

様式第二十一号中「(ふりがな) 氏」を「(ふりがな) 氏」に改める。

様式第二十二号及び様式第二十三号中「氏 名」を「氏 名」に改める。

様式第二十四号から様式第二十七号の二までの規定中「(ふりがな) 氏」を「(ふりがな) 氏」に改める。

様式第二十七号の三から様式第二十七号の十四まで、様式第三十号から様式第三十四号まで、様式第三十五号の表面及び様式第三十六号から様式第三十八号までの規定中「氏 名」を「氏 名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

恩給給与細則の一部を改正する規則

恩給給与細則（昭和二十八年五月青森県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十四号まで及び様式第十六号中「(ふりがな) 氏」を「(ふりがな) 氏」に改める。

⑤を「(ふりがな) 氏」に改める。

様式第十七号、様式第十八号、様式第二十一号から様式第二十七号の十三まで、様式第二十九号から様式第三十一号まで、様式第三十二号の表面及び様式第三十三号から様式第三十四号までの規定中「氏 名」を「氏 名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則

青森県工業用水道事業条例施行規則（昭和四十一年四月青森県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の表中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

第三号様式中「代表者」を「代表者」に改める。

第五号様式、第八号様式及び第十号様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県道路法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県道路法施行細則の一部を改正する規則

青森県道路法施行細則（平成二十五年三月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中
「（法人にあつては、名）
（称及び代表者の氏名）」
を
「（法人にあつては、名）
（称及び代表者の氏名）」
に改め、「権限を」と及び、「承認の上」を削り、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和三年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
有限会社 恵生会	十和田市大字三本木字里ノ沢一	二四九	訪問介護	十和田市稲生町四の二三第一階	令和 三・六・一七	令和 三・七・二〇
ライフ タック株式会社	弘前市大字高田三丁目一の一〇		訪問介護	弘前市大字高田三丁目一の一〇	令和 三・六・三〇	令和 三・六・三〇

青森県告示第五百二十五号

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第三号を次のように改める。

三 農業集落排水事業	1 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成二十二年四月一日付） 二 農振第二四一五三号農林水産事務次官依命通知）に定める農村整備において実施する事業のうち農業集落排水事業	(1) 市町村 (2) 一部事務組合 (3) 土地改良区及び土地改良区連合 (4) 農業協同組合 (5) 共同施行者	農業集落排水事業の施行に必要とする工事費	工事費の百分の五十以内
2 農村整備事業実施要綱（令和三年四月一日付） 二 農振第二七三六号農林水産事務次官依命通知）に定める農業集落排水施設整備事業	市町村		農業集落排水施設整備事業の施行に必要とする工事費	工事費の百分の五十以内

別表第一の備考中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項（同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十一条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条又は第四十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）」に、「及び急傾斜畑地帯」を「急傾斜畑地帯」に改め、「いう。」の下に「及び棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき指定された指定棚田地域」を加える。

附則

この規程は、告示の日から施行し、改正後の青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の規定は、令和三年度分の補助金から適用する。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー弘前店
弘前市大字八幡町三丁目一の五外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役 川村暢朗

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数 一九一台 （位置は、届出書添付図面のとおり）	五三台 （位置は、届出書添付図面のとおり）	令和 四・三・三
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数 一二台 （位置は、届出書添付図面のとおり）	八台 （位置は、届出書添付図面のとおり）	三・七・三

四 届出年月日

令和三年七月二十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年八月四日から同年十二月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年十二月四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和三年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字村元五〇	田	二、七九八

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和三年十月	二〇年	七七、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年八月十八日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

出 先 機 関

下北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月四日

下北地域県民局長 佐 藤 英 紀

位 置	延 長	幅 員	指 定
むつ市小川町一丁目七二三の一	二八・八四メートル	六・〇六メートル	令和三年七月三十一日

教育委員会

青森県教育委員会告示第七号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条に規定する博物館に相当する施設を次のとおり指定した。

令和三年八月四日

青森県教育委員会

ル一七・七六メートル	六・〇〇メートル
ル一〇・八四メートル	八・一五メートル

指定番号	指 年 月 日 定	博物館に相当する施設の名称	所在地	設置者の名称及び住所
第八号	令和 三・七・三六	弘前れんが倉庫 美術館	弘前市大字吉野町 二の一	弘前市 弘前市大字上白銀 町の一

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年八月四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

正 誤

- 一 特定役務の名称及び数量
医用画像管理システム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部情報管理課
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年七月九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目三の二
- 六 契約金額
五億二千三百八十二万八千八百円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

平成 外 第 三 四 号	発 行 年 月 日 番 号
規 則	区 分
第 六 号	番 号
三 九	ペ ー ジ
の (1) 中 の 第 二 六 号 様 式 (そ の 二)	段
	行
中	誤
中	正
四	

財
務
指
導
課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円